

国立大学法人東京医科歯科大学客員教授等選考規則

〔平成 16 年 4 月 1 日〕
規 則 第 6 0 号

（趣旨）

第 1 条 国立大学法人東京医科歯科大学客員教授、客員准教授、客員講師又は客員助教（以下「客員教授等」という。）の選考については、この規則の定めるところによる。

（選考の基準）

第 2 条 客員教授等の名称を付与できる者は、次の一に該当する者のうち、本学において引き続き 3 月以上専攻分野について教授又は研究に従事し、かつ、本学の教授、准教授、講師又は助教と同等以上の資格があると認められる者とする。

(1) 常勤職の教員以外の職員

(2) 国立大学法人東京医科歯科大学外国人研究員取扱規則（平成 16 年規則第 64 号）により雇用された外国人

(3) 国立大学法人東京医科歯科大学受託研究等取扱規則（平成 16 年規則第 78 号）により受け入れた共同研究員

(4) 国立大学法人東京医科歯科大学非常勤講師に関する規則（平成 24 年規則第 5 号）により委嘱された非常勤講師

2 前項の他、客員教授等の名称を付与できる者は、国立大学法人東京医科歯科大学海外拠点要項（平成 24 年制定）別表に規定する海外拠点において実施する事業に関与する者のうち、現地において本学の事業を積極的に推進し、共同して事業を行う者とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた者については、客員教授等の名称を付与することができる。

4 前項に規定する学長が特に必要と認めた客員教授等となることのできる者は、本学への貢献が期待でき、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本学の寄附講座教授等の役職を経験した者

(2) 大学において教授等の経歴のある者

(3) 前各号と同等の能力を有すると認められた者

（選考の方法）

第 3 条 前条第 1 項の客員教授等の選考は、当該教授会又は当該運営委員会等の議に基づき、学長が行う。

2 前条第 2 項の客員教授等の選考は、グローバル化推進委員会の意見を聴いて、学長が行う。

3 前条第 3 項の客員教授等の選考において、学長は、必要に応じて役員会に意見を求めることができる。

（名称付与の期間）

第 4 条 客員教授等の名称付与の期間は、原則として 1 年以内とし、更新することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、客員教授等の名称付与の期間の末日は、当該客員教授等

の名称を付与する学長の任期の末日以前とする。

(文書による明示)

第5条 客員教授等を称せしめる場合には、別紙様式1を交付するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月6日規則第3号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月28日規則第58号)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成24年1月18日規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年10月1日規則第95号)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年7月1日規則第47号)

この規則は、平成26年7月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月30日規則第57号)

この規則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則(平成28年7月1日規則第111号)

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和2年5月28日規則第48号)

この規則は、令和2年5月28日から施行する。ただし、第4条の改正については、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和4年10月13日規則第137号)

この規則は、令和4年10月13日から施行し、令和4年10月1日から適用する。



（ 氏 名 ）

国立大学法人東京医科歯科大学

客員教授（准教授・講師・助教）の名称を付与する

付与の期間は 年 月 日までとする

年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長